

令和3年1月15日

保護者様

養父市立大屋中学校
校長 藤本和隆

緊急事態宣言を受けて（お願い）

過日13日に、近畿2府1県（大阪府、京都府、兵庫県）を対象に緊急事態宣言が発出されました。

つきましては、本校におきましても、これまで以上に危機意識を高め、感染リスクを考慮した感染防止対策を施しながら教育活動にあたっていきます。

ご家庭におかれましても、現下の状況を踏まえ、「うつらない・うつさない」という思いを強く共有していただきながら、下記のことにつきましてご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 お子様の日々の体調管理とともに、ご家族を含めた感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。
(手洗いの励行、適切な換気、必要に応じた消毒、不要不急の外出の自粛など)
- 2 引き続き、毎朝のお子様の健康観察と、「健康チェックカード」への記入、提出をお願いいたします。
- 3 令和3年2月7日までの間（兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、お子様に発熱等の風邪症状がある場合はもちろん、お子様自身は無症状であっても、同居されているご家族に発熱等の風邪症状がある場合も、お子様の登校は控えていただきますようお願いいたします。出席停止として取り扱います。
- 4 お子様自身の20時以降の不要不急の外出の自粛について、ご家庭でも留意いただき、ご指導願います。
- 5 部活動については、感染防止対策を施した上で、原則として実施場所を学校及びその周辺として活動します。また活動時間については、平日は2時間以内、土日は1日3時間以内とします。なお、令和3年2月7日までの間（兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間）は、大会（下記※印の大会を除く）、練習試合、合宿は行いません。
※令和2年度中体連スケジュール記載大会、文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）
及び国民体育大会（その予選を含む）。